

広島地方検察庁執務規程

(平成13年3月30日 訓令第3号)

検事正訓令 職員宛て

改正 平成15. 3.31 訓令第1号
平成17. 4. 1 訓令第6号
平成18. 3.29 訓令第1号
平成23. 3.31 訓令第2号
平成24. 12.25 訓令第4号
平成25. 7. 1 訓令第8号
平成26. 1.31 訓令第1号
平成26. 3.26 訓令第3号
平成27. 4.10 訓令第6号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、広島地方検察庁及び管内区検察庁に勤務する職員の職務と責任を明らかにし、事務の適正な処理と能率の向上を図ることを目的とする。

(執務の準拠法令)

第2条 職員は、検察庁法、検察庁事務章程、その他の法令、訓令及び通達によるほか、この規程の定めるところにより執務しなければならない。

(規律)

第3条 職員は、その職責を自覚し、上司の命に従い、秘密を守り、誠実にその職務に専念し、相互に協力して円滑な事務の運営に努めなければならない。

第2章 組織及び職務

(検察官の配置)

第4条 本庁の検事は、それぞれ部に配置する。本庁に併置された区検察庁の検察官は、必要に応じ、部に配置することができる。

2 係検事は、各部に所属する検事のうちから指名する。

(サイバー係検事)

第4条の2 本庁刑事部にサイバー係検事を置く。サイバー係検事は、本庁刑事部の検事のうちから指名する。

2 サイバー係検事の担当事務の範囲は別表1のとおりとする。

(統括副検事)

第4条の3 検事正は、管内区検察庁の検察官のうちから、統括副検事を指名することができる。

2 統括副検事は、上司の命を受け、その属する区検察庁又は部の所管事務を整理し、その職員を指揮監督する。

(担当検察官)

第4条の4 本庁及び支部に第4条第2項に規定する係検事のほか、担当検察官を置くことができる。

2 担当検察官は、本庁刑事部及び支部に配置された検察官のうちから検事正が命ずる。
3 担当検察官の種類及び担当事務の範囲は、別表2のとおりとする。

(支部長の指揮監督の特例)

第5条 支部長は、検事正の命を受け、その管轄区域内にある区検察庁の職員を指揮監督する。

(庁務を掌理する検察官)

第6条 支部長の置かれていない支部においては、その支部の検察官又はその支部に併置された区検察庁の検察官で、その支部の検察官の事務を取り扱う者が庁務を掌理し、その職員を指揮監督する。

(支部・区検察庁職員に対する指揮監督の補佐)

第7条 検事正の支部及び区検察庁の職員に対する指揮監督の補佐は、次席検事のほか、その事項を所管する各部・局の長が行う。

(検察官の事務取扱)

第8条 本庁又は支部の検事は、隨時その庁に併置された区検察庁の検察官の事務を取り扱う。

2 本庁又は支部に併置された区検察庁の副検事は、必要に応じ、本庁又は当該支部の検察官の事務を取り扱う。

(部・局長会議)

第9条 検事正は、庁務運営に関する重要な事項を審議するため、部・局長会議を開く。

2 部・局長会議は、検事正が主宰し、次席検事、部長及び事務局長をもって構成し、必要に応じ、支部長その他の職員を出席させることができる。

(検察官会議)

第10条 検事正は、検察運営に関する事項等について意見を聞くため、検察官の全部又は一部を招集して検察官会議を開く。

2 檢察官会議には、必要に応じ、検察官以外の職員を出席させる。

(課長等会議)

第11条 檢事正は、事務の運営、改善に関する事項等を協議させるため、課長、検察広報官、統括検務官及び統括捜査官の全部又は一部を招集して、課長等会議を開く。

2 課長等会議には、必要に応じ、上記以外の職員を出席させる。

(委員会等の設置)

第12条 檢事正は、事務の円滑な運営を図るため、必要に応じ、委員会又は班を設置する。

2 檢事正は、事務の運営、改善に関する事項等を協議させるため、必要に応じ、本庁、支部及び管内区検察庁の職員の一部を招集して、協議会を開く。

(係及び所管事務)

第13条 課及び室に置く係の名称及び所管事務は、別表3の定めるところによる。

(事務分担の名称及び所管事務)

第14条 本庁における捜査・公判部門及び検務部門の事務分担の名称及び所管事務は、別表4の定めるところによる。

(課長補佐)

第15条 課に課長補佐を置くことができる。

2 課長補佐は、上司の命を受け、課長を助けて所管事務を整理し、その職員を指揮監督する。

(上席検務専門官)

第16条 本庁及び福山支部の検務部門に上席検務専門官を置く。

2 上席検務専門官は、検務専門官が所管する事務のうち、特に複雑困難な事務を処理する。

(上席主任捜査官)

第16条の2 本庁の捜査・公判部門に上席主任捜査官を置く。

2 上席主任捜査官は、公安職(一)4級の主任捜査官が所管する業務のうち、特に複雑困難な業務を担当する。

(係長)

第17条 係に係長を置く。

2 係長は、上司の命を受け、係の所管事務を処理し、その職員を指揮する。

(係主任)

第18条 係に係主任を置くことができる。

2 係主任は、上司の命を受け、係の所管事務のうち、課長が指定する事務を行う。

第3章 事務運営

(検事正の臨時職務代行)

第19条 検事正及び次席検事に事故のあるとき、又は検事正及び次席検事が欠けたときは、あらかじめ検事正の定めた順序により、部長が臨時に検事正の職務を行う。

(部長の臨時職務代行)

第20条 部長に事故のあるときは、又は欠けたときは、あらかじめ検事正の定めた順序により、他の部長が臨時に部長の職務を行う。

(支部長の臨時職務代行)

第21条 支部長に事故のあるときは、又は欠けたときは、その支部及びその支部に併置された区検察庁の検察官が序列に従い、臨時に支部長の職務を行う。

(事務局長の臨時職務代行)

第22条 事務局長に事故のあるときは、又は欠けたときは、事務局次長が、事務局次長もまた事故のあるときは、又は欠けたときは、所管課長が、臨時に事務局長の職務を行う。

(事務引継ぎ)

第23条 職員は、職務を交代したときは、事務の引継ぎを行わなければならない。

第4章 服務

(意見の具申)

第24条 職員は、事務の改善及び執務環境の整備等に関する意見又は参考となるべき事項があるときは、進んで上司に申し出るよう努めなければならない。

(出勤簿)

第25条 職員は、定時までに出勤したときは、出勤簿に押印しなければならない。

(休暇)

第26条 職員は、休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ休暇簿により請求しなければならない。

2 やむを得ない事由により、あらかじめ請求することができなかつたときは、適宜な方法により上司に連絡した上、事後、速やかに承認を求めなければならない。

(執務場所を離れる場合等)

第27条 職員は、勤務時間中に執務場所を離れるとき、又は私事のため相当期間住所を離れるときは、職務に支障が生じないよう、その所在、行き先等を明らかにしておか

なければならない。

(出張)

第28条 職員は、出張するときは、検事正の旅行命令を受けなければならぬ。

(身分関係の届出)

第29条 職員は、本籍、住所、氏名その他身分関係に変更が生じたときは、速やかに検事正に届け出なければならない。

第5章 補則

(事務細則)

第30条 検事正は、この規程に定めるほか、事務に関し細則を定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前において、改正前の広島地方検察庁執務規程に基づいて定められた訓令、通達等は、この訓令に反しない限り、この訓令に基づいて定められたものとみなす。

附 則（平成15年3月31日 訓令第1号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日 訓令第6号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日 訓令第1号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日 訓令第2号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月25日 訓令第4号）

この訓令は、平成24年12月25日から施行する。

附 則（平成25年7月1日 訓令第8号）

この訓令は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年1月31日 訓令第1号）

この訓令は、平成26年1月31日から施行する。

附 則（平成26年3月26日 訓令第3号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月10日 訓令第6号）

この訓令は、平成27年4月10日から施行する。

別表1

種類	担当事務の範囲
サイバー係検事	サイバー犯罪（高度情報通信ネットワークを利用した犯罪、コンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪などの情報技術を利用した犯罪）に係る事件で特異又は重大なものの捜査及び処理の決定に関する事項並びにこれらに関連する事項

別表2

種類	担当事務の範囲
矯正施設担当検察官	<p>1 矯正施設内における犯罪情勢に関する情報の収集・管理及び刑事政策の企画立案</p> <p>2 矯正施設において捜査中の未送致又は未送付事件（次席検事が指定した事件を除く。）に関する指導又は助言</p> <p>3 その他上記の職務に関連する事項</p>
交通担当検察官	<p>1 検察官事務取扱検察事務官が取り扱う交通関係事件の受理、処理の決裁に関する事項</p> <p>2 その他上記の職務に関連する事項</p>
国際担当検察官	<p>1 法務省刑事局国際課又は最高検察庁国際担当検事等との連絡</p> <p>2 法務省刑事局国際課又は最高検察庁国際担当検事等から提供された国際捜査共助等に関する情報の集約・蓄積、周知等</p> <p>3 国際捜査共助等について、自ら取り扱い、法務省刑事局国際課等との連絡協議を行い、他の検察官に助言を与えること</p> <p>4 海外の捜査機関等の来庁への対応等</p> <p>5 その他上記の職務に関連する事項</p>

別表 3

局・部支部	課・室	係	所管事務
事務局	総務課	庶務係	1 公印の管守に関すること 2 自庁の警備及び防災に関すること 3 文書の接受発送に関すること 4 職員の出張に関すること 5 職員の厚生に関すること 6 自動車の運行に関すること 7 前各号に掲げるところのほか、庶務に関すること 8 前各号に関連すること
		秘書係	1 検事正の秘書事務に関すること 2 前号に関連すること
		人事係	1 人事に関すること 2 給与に関すること 3 能率に関すること 4 檢察官及び検察事務官の記章及び証票に関すること 5 司法警察職員の職務を行う者の指名に関すること 6 前各号に関連すること
	会計課	主計係	1 歳入及び歳出に関すること 2 予算及び決算に関すること 3 保管金に関すること 4 資金前渡に関すること 5 国の債権の管理に関すること 6 前各号に関連すること
		用度係	1 用度に関すること 2 没収物等の売却に関すること 3 前2号に関連すること
		国有財産係	1 国有財産及び營繕に関すること 2 前号に関連すること
総務部	企画調査課	企画調査係	1 企画調査に関すること 2 檢察審査会に関すること 3 被疑者補償事件に関すること

			4 国家賠償法に基づく争訟に関すること 5 図書及び資料の管理に関すること 6 情報の公開に関すること 7 個人情報の保護に関すること 8 各部局間の調整に関すること 9 前各号に関連すること 10 他の課・室・担当の所管に属しないこと
		教養係	1 教養指導に関すること 2 司法修習生の修習指導に関すること 3 前2号に関連すること
	情報システム 管理課	情報システム 管理係	1 検察情報処理システムの管理に関すること 2 前号に関連すること
		統計係	1 統計に関すること 2 前号に関連すること
	監査室	監査係	1 事務監査に関すること 2 前号に関連すること
呉支部	総務課	庶務係	1 公印の管守に関すること 2 人事に関すること 3 自庁の警備及び防災に関すること 4 文書の接受発送に関すること 5 職員の出張に関すること 6 自動車の運行に関すること 7 前各号に掲げるところのほか、庶務に関すること 8 前各号に関連すること 9 他の係の所管に属しないこと
		会計係	1 歳入及び歳出に関すること 2 用度、国有財産及び営繕に関すること 3 保管金に関すること 4 没収物等の売却に関すること 5 前各号に関連すること
尾道支部	総務課	庶務係	1 公印の管守に関すること 2 人事に関すること 3 自庁の警備及び防災に関すること

			4 文書の接受発送に関すること 5 職員の出張に関すること 6 自動車の運行に関すること 7 前各号に掲げるところのほか、庶務に関すること 8 前各号に関連すること 9 他の係の所管に属しないこと
		会計係	1 歳入及び歳出に関すること 2 用度、国有財産及び営繕に関すること 3 保管金に関すること 4 没収物等の売却に関すること 5 前各号に関連すること
福山支部	総務課	庶務係	1 公印の管守に関すること 2 人事に関すること 3 自庁の警備及び防災に関すること 4 文書の接受発送に関すること 5 職員の出張に関すること 6 自動車の運行に関すること 7 前各号に掲げるところのほか、庶務に関すること 8 前各号に関連すること 9 他の係の所管に属しないこと
		会計係	1 歳入及び歳出に関すること 2 用度、国有財産及び営繕に関すること 3 保管金に関すること 4 没収物等の売却に関すること 5 前各号に関連すること

別表 4

事務分担の名称	所管事務
事件・令状・証拠品担当	1 事件の受理に関すること 2 証拠品に関すること 3 令状の請求及び執行に関すること 4 前3号に関連すること
執行・徴収担当	1 死刑及び自由刑の執行に関すること 2 徴収金に関すること 3 恩赦及び保護に関すること 4 前3号に関連すること
記録・犯歴採証担当	1 科学的検査の技術に関すること 2 犯歴の調査に関すること 3 記録の保存に関すること 4 前3号に関連すること
刑事事件管理担当	1 事件の検査に関すること(特別刑事事件管理担当及び事件検査担当の所管に属するものを除く。) 2 事件に関する資料の収集整備に関すること(特別刑事事件資料管理担当の所管に属するものを除く。) 3 少年事件の審判に関すること 4 前3号に関連すること
特別刑事事件管理担当	1 公安関係事件、労働関係事件及び財政経済関係事件の検査に関すること 2 前号に関連すること
特別刑事事件資料管理担当	1 公安関係事件、労働関係事件及び財政経済関係事件に関する資料の収集整備に関すること 2 公安労働情勢の調査及びその資料の収集整備に関すること 3 前2号に関連すること
公判事件管理担当	1 公判の運営一般に関すること 2 公判の遂行に関すること 3 公判の遂行に関する資料の収集整備に関すること 4 少年事件の審判に関すること 5 前4号に関連すること
事件検査担当	1 告訴・告発事件に関すること 2 共同検査の応援に関すること 3 前2号に関連すること
立会担当	1 立会事務官の指導育成に関すること 2 檢察官の立会に関すること 3 前2号に関連すること